

平成 29 年 2 月 9 日
公益社団法人東京都獣医師会
危機管理室感染症対策セクション

都内で発生した鳥インフルエンザについて

平成 29 年 2 月 3 日に東京都足立区において回収されたオナガガモについて、国立環境研究所が遺伝子検査を実施したところ、A 型インフルエンザウィルス「陽性」であることが確認されました。現在は「高病原性」であるかどうかの検査が行われていますが、確定するまでに数日から 1 週間程度かかる見込みです。

これを受け東京都動物園協会は、鳥の間での感染拡大を避けるために都内動物園での鳥の展示を全て中止することにしました。

しかし、環境省からも発表のあったところですが、鳥インフルエンザウィルスは、感染した鳥との濃密な接触など特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。

■厚生労働省資料

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou02/qa.html>

また日本では、この病原に感染した鳥は亡くなるので、養鶏場以外では、病原はすぐに絶滅して感染を繰り返すことは出来ません。

高病原性鳥インフルエンザが確定していない場合は、下記のように、鳥の健康に気遣った飼い方をしていれば、ペットや学校の鳥（チャボやニワトリ、小鳥）も心配ありません。

都内で鳥類を飼育されているみなさまも、慌てることなく冷静に対処ください。

➤ ペットとして鳥を飼育する方へ

1) 可能であれば屋内で飼育してください。

感染対策は、他の野鳥や野生小動物との接触を避けることです。

2) 様子をよく観察してください。

元気が無くなったり、呼吸の仕方がおかしい、正常な糞便ではない、あるいは死にそうに弱っているなど異常がないか、などをこまめに観察します。

3) 上記のような異常があった場合には直ちにかかりつけの動物病院に相談する。

4) 万が一、鳥インフルエンザの疑いが生じた場合には、獣医師を通じ、家禽の場合は家畜保健衛生所（連絡先は別記）、その他の飼い鳥については動物愛護相談センターもしくは東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課（連絡先は別記）に相談します。

➤ 学校や公園などの施設で鳥を飼育する方へ

1) 野鳥との接触を避ける

- ・カモなどの水鳥の生息する川や湖、池の水を飼育の水に使わない
- ・野鳥の糞を飼育舎に持ち込まないように、専用の長靴を用意する
- ・飼育舎に野鳥が入り込まないように、飼育舎の網の目は細かくする
(3cm の穴で、スズメは入れます。理想的には 2cm 未満に)

2) 日々の掃除、餌、水やりを行う（清潔の維持と体力の維持）

- ・糞尿の掃除を 1 日 1 回行う
- ・餌と水の補給は午前と午後の 2 回行う
- ・休日は、当番の児童に保護者が付き添うようにする

3) 手を洗う

- ・飼育舎に入る前後には手を洗う

➤ 万が一、高病原性鳥インフルエンザであった場合

鳥インフルエンザは、通常人には感染しません。

■厚生労働省資料 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou02/qa.html>

「高病原性」という単語は、鶏にとって「高病原性」である、ということに注意してください。この病気が養鶏場で発生すると、その養鶏場の鶏は全羽殺処分となります。最近の報道にあるように、その数は 10 万羽を超えます。その結果、養鶏農家に大変な被害が発生するため、「家畜伝染病予防法」という法律に則り、厳密な監視が行われています。

チャボ、ニワトリ、アヒル、ウズラ、七面鳥、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、小学校等の施設であっても、届出の義務があります。

以下の様に、日々のチャボやニワトリなどの様子に注意し、異常があればすぐに施設担当の獣医師に相談してください。

1) 鳥の様子を大人が確認する

- ・食欲をなくし、体を膨らませてうずくまっているか
- ・下痢をしていないか
(何らかの病気にかかっている可能性があります)
- ・突然に死亡した鳥はいないか
(症状を出さずに死亡することもあります)

2) 具合が悪い鳥や死亡した鳥がいた場合

- ・飼育舎には誰も立ち入らないようにする
- ・すぐに、担当獣医師に連絡する

3) 飼育小屋の中に病気を持ち込まないように注意する

- ・カモなどの水鳥の生息する川や湖、池の水を飼育の水に使わない
- ・野鳥の糞を飼育舎に持ち込まないように、専用の長靴を用意する
- ・飼育舎に野鳥が入り込まないように、飼育舎の網の目は細かくする
(3cm の穴で、スズメは入れます。理想的には 2cm 未満に)
- ・飼育舎に入る前後には手を洗う

4) 担当獣医師につながらない場合

- ・チャボ、ニワトリ、アヒル、ウズラ、七面鳥、キジ、ダチョウ、
ホロホロ鳥の場合 家畜保健衛生所に連絡する
■東京都家畜衛生保健所 TEL : 042-524-8001
- ・それ以外の場合、東京都担当部署に連絡する
 - 東京都動物愛護相談センター本所 TEL : 03-3302-3507**
 - 東京都動物愛護相談センター多摩支所 TEL : 042-581-7435**
 - 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 TEL : 03-5320-4412**

必要に応じて地域の獣医師が、家畜衛生保健所とともに、学校を支援します。獣医師の指示に従って、安心して、子どもと動物を触れ合わせてください。

➤ 学校は地域に情報を発信するセンター

万一、近隣などで鳥インフルエンザが発生しても、学校で子ども達に科学的な対応など適切な情報を伝えれば、その情報が保護者へ、そして地域全体へと広がり、混乱を防ぐことが出来ます。

以下の資料もご参照下さい。

パンフレット「高病原性鳥インフルエンザと学校飼育鶏」

<http://www.vets.ne.jp/~school/pets/toriinntogakkou.pdf>

ご不明な点があれば、担当獣医師または本会までお問い合わせください。

連絡先： 公益社団法人東京都獣医師会 03-3475-1701